

農薬散布前に再確認!!

住宅地などでの病害虫防除



「住宅地など」とは、人が居住しているところや、学校・保育所・病院・公園のように、人が滞在したり頻繁に訪れる施設の敷地やその隣接地を指します。

病害虫は発生していますか？

○病害虫の発生を確認せずに**定期的に農薬を散布することはやめましょう。**

農薬散布以外にできることはありませんか？

○住民、特に子ども等への健康被害が生じないよう、**学校・保育所・病院・公園・住宅地等**では、病害虫被害や雑草を**早期に発見**し、できるだけ**農薬に頼らない管理**に努めましょう。

● やむを得ず農薬散布する場合の注意点 ●

- ・人に健康被害が生じない**日**や**時間**に農薬散布する
- ・関係者との情報共有



周辺住民等へ
事前にお知らせ
する

- 防除業者との打ち合わせ
- ・作業スケジュール
- ・安全確保対策



人に飛散しないよう、
散布時は立入禁止とする

御近所に迷惑をかけていませんか？

ガーデニングや家庭菜園等でも配慮が必要です。
農薬に敏感な方もいます。十分配慮しましょう！





防除作業の前に チェックしましょう!

1. まずは農薬に頼らない防除に努める。

- 病虫害被害や雑草を早期発見できるよう、日頃からよく観察しているか。
- 被害部位の剪定や捕殺、機械での除草等に努めているか。



2. やむを得ず農薬を散布する場合は、 住民・子ども等への健康被害が生じないように徹底する。

- 必要最小限の部位および区域か。
- 近隣に影響の少ない天候(無風・弱風)や時間帯か。
- 飛散が少ない剤型や飛散低減ノズルを使用しているか。
- 散布の目的や日時、農薬の種類、散布者の連絡先等を周辺住民に事前周知しているか。
- 散布区域に入らないようにしているか。
(例: 散布区域をコーン等で区分け、看板による表示)

これらの内容について、防除業者とも十分打合せを行いましょう!
農薬の選択にあたっては、微生物農薬(BT剤等)など
人の健康への影響が小さいと考えられるものを
なるべく選びましょう。



住宅地周辺の農地では、

病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい
適切な土づくりや施肥、防虫網等物理的な防除などを活用し、
農薬使用の回数や量の削減に努めましょう。



このリーフレットについてのお問合せ先

千葉県農林水産部安全農業推進課
千葉県環境生活部大気保全課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話:043(223)2888
電話:043(223)3802